

2017年度 早稲田大学大学院法務研究科
法学既修者試験 論述試験
刑事訴訟法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

1 本問は、伝聞法則について問うものである。伝聞か否かは要証事実（当該証拠によって直接証明されるべき事実）との関係で判断されるべきものであることを理解しているかが、まずポイントとなる。そして、(1)については、VがXを嫌っていたことが要証事実だと考えられるから、多数説によれば、Aの証言に含まれるVの供述はいわゆる「精神状態に関する供述」として伝聞には当たらないことになる。「精神状態に関する供述」も伝聞だとする少数説に拠って解答することも排除しないが、その場合には、さらに、それについていずれかの伝聞例外に当たり証拠能力が認められるか否かを検討することが必要となる。

他方、(2)については、Xが実際にVに「いやらしいことばかりして」いたことが要証事実だと解されるから、Vの供述は伝聞に当たることになる。この場合、さらに、伝聞例外の要件（刑事訴訟法324条2項・321条1項3号）が充たされるかを検討する必要がある（以上について、判例として、最二小判昭和30年12月9日刑集9巻13号2699頁参照）。

2 本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ず取り上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。教科書を丁寧に読み、講義を聴いて、制度の趣旨をきちんと理解していれば、解答を導くことができる問題である。

以 上